2－2　地域密着型通所介護費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合 又は	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 ※ 業務継続計画未策定減算	注 入浴介助を行わない場合	注 過少サービスに対する減算	注 2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 共生型地域密着型通所介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助加算（Ⅱ）	注 中重度者ケア体制加算	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	ADL維持等加算（Ⅱ）	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能向上加算（Ⅱ）	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合	注 ※ 業務継続計画未策定減算
イ 地域密着型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	436 単位	×70/100	×70/100	～4/100	～4/100			×70/100	+3/100		指定生活介護事業所の行う場合 ×93/100 指定自立訓練事業所の行う場合 ×95/100 指定児童発達支援事業所の行う場合 ×90/100 指定放課後等デイサービス事業所の行う場合 ×90/100	1日につき +11単位	+5/100	1日につき +40単位	1日につき +15単位	1日につき +45単位	1月につき +100単位 （3月に1回を限度）	1月につき +200単位 （※ただし、個別機能訓練加算Ⅱを算定している場合は、1月につき +100単位）	1月につき +51単位	1月につき +27単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +10単位	1日につき +60単位	1月につき +50単位	1日につき +200単位 （月1回を限度）	1回につき +20単位 （6月に1回を限度）	1回につき +5単位 （6月に1回を限度）	1回につき +150単位 （月1回を限度）	1回につき +160単位 （月1回を限度）	1月につき +40単位	1日につき ～4単位	片道につき ～47単位	1月につき +11単位
		要介護2	478 単位																																		
		要介護3	541 単位																																		
		要介護4	605 単位																																		
		要介護5	663 単位																																		
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	488 単位																																		
		要介護2	561 単位																																		
		要介護3	666 単位																																		
		要介護4	829 単位																																		
		要介護5	885 単位																																		
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	617 単位																																		
		要介護2	715 単位																																		
		要介護3	846 単位																																		
		要介護4	1,013 単位																																		
		要介護5	1,134 単位																																		
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	678 単位																																		
		要介護2	801 単位																																		
		要介護3	925 単位																																		
		要介護4	1,093 単位																																		
		要介護5	1,172 単位																																		
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	793 単位																																		
		要介護2	890 単位																																		
		要介護3	1,032 単位																																		
		要介護4	1,172 単位																																		
		要介護5	1,312 単位																																		
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	783 単位																																		
		要介護2	878 単位																																		
		要介護3	1,072 単位																																		
		要介護4	1,266 単位																																		
		要介護5	1,361 単位																																		
ロ 療養通所介護費（1月につき）			11,781 単位					×95/100	×70/100																												1月につき +113単位
ハ 同一建物減算（通所介護 1月につき）			376 単位減																																		

ニ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	⑴ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1回につき 22単位を加算
		⑵ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1回につき 18単位を加算
		⑶ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1回につき 6単位を加算
	(2) ロを算定している場合	⑴ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	1回につき 18単位を加算
		⑵ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）ロ	1回につき 6単位を加算
	(3) ハを算定している場合	⑴ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ハ	1回につき 24単位を加算
		⑵ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）ハ	1回につき 12単位を加算
		⑶ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）ハ	1回につき 3単位を加算
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ＋所定単位×5.9/100を加算	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ＋所定単位×4.3/100を加算	
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき ＋所定単位×2.5/100を加算	
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ＋所定単位×12/100を加算	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ＋所定単位×8.6/100を加算	
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算		1月につき ＋所定単位×11/100を加算	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計

：「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症や災害が発生した場合に利用者の安全や心の健康を守り迅速な対応や事業の継続を可能とするための取り組みを行っていた場合には、令和7年3月31日までの間猶予期間とする。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年3月31日まで算定可能。